

昭和五十二年運輸省令第十九号

海上衝突予防法施行規則

海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)第二十条第四項、第二十二条、第二十六条第三項、第三十三条第三項、第三十四条第八項、第三十七条第一項、第四十一条第三項及び第四十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海上衝突予防法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 灯火及び形象物(第二条—第七条)
第三章 音響信号及び発光信号(第十八条—第二十一条)
第四章 條則(第二十一条の二—第二十三条)
附則
第一章 総則
(用語)
第一条 この省令において使用する用語は、海上衝突予防法(昭和五十一年法律第六十二号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。
第二章 灯火及び形象物
(灯火の色度)
第二条 第十六条第一項に規定する灯火及び法第二十条第一項の規定による法定灯火(以下「法定灯火等」という。)の色は、次の表の上欄に掲げる色の区分に応じ、日本産業規格Zハ七八一―三の色度図において、それぞれ同表の下欄に掲げる領域内の色度を有するものでなければならぬ。
色領域
白 x座標○・五二五y座標○・四四〇の点、x座標○・五二五y座標○・三八二の点、x座標○・四三三y座標○・三八二の点、x座標○・三一〇y座標○・一八三の点、x座標○・三二〇y座標○・三四八の点、x座標○・四五二y座標○・四四〇の点及びx座標○・五二五y座標○・四〇の点を順次に結んだ線により囲まれた領域
紅 x座標○・七三五y座標○・二六五の点、x座標○・七二一y座標○・二五九の点、x座標○・六六〇y座標○・三二〇の点及びx座標○・六八〇y座標○・三二〇の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
緑 x座標○・〇〇九y座標○・七二三の点、x座標○・三〇〇y座標○・五一の点、x座標○・二〇三y座標○・三五六の点及びx座標○・〇二八y座標○・三八五の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
黄 x座標○・六一八y座標○・三八二の点、x座標○・五七五y座標○・四〇六の点及びx座標○・五七五y座標○・四二五の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
(光度の算定式等)
第三条 法定灯火等の光度は、次に定める算式により算定するものとする。
I = $3 \cdot 43 \times 10^{-6} \times T \times D^2 \times K_{-D}$
I は、光度 T は、閾値(ルクス)とし、○・〇〇〇〇〇〇〇一
D は、視認距離(海里)
K は、大気の透過率とし、○・八
2 法定灯火等の光度は、当該法定灯火等が過度にまぶしくならないよう制限されなければならない。この場合において、その制限は、可変調節の方法によつて行つてはならない。(光度)
第四条 法第二十二条の国土交通省令で定める光度は、前条第一項の算式により算定した光度(以下「最小光度」という。)以上のものとする。ただし、電気式灯火以外の灯火については、やむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において、当該灯火は、できる限り最小光度に近い光度を有しなければならない。
- 3 法第二十六条第三項の国土交通省令で定める光度は、○・九カンデラ以上十二カンデラ未満の範囲においては、この限りでない。ただし、水平射光範囲の境界から内側へ五度の範囲においては、この限りでない。
- 4 前項の灯火は、同項ただし書の範囲において、最小光度の五十パーセント以上の光度を有しなければならない。
- 5 第一項の灯火の光は、水平射光範囲の境界から外側へ五度の範囲内において、しや断されなければならない。
- 6 前項の規定にかかるわらず、げん灯は、正船首方向において、最小光度以上の光度を有しがれども、その光は、正船首方向から外側へ一度から三度までの範囲内において、しや断されなければならない。
- 7 第一項の規定による光度、げん灯にあつては同条第一項、第二項及び第四項の規定による光度、全周灯にあつては最小光度
- 8 第二項の規定による光度、げん灯にあつては、上下方向において、次の各号に定める光度以上の光度を有しなければならない。ただし、マスト灯等であつて電気式灯火以外のものについては、やむを得ない場合は、この限りでない。
- 9 第二項の規定による光度、げん灯にあつては、上下方向において、マスト灯及び船尾灯にあつては前条第一項及び第二項の規定による光度、げん灯にあつては同条第一項、第二項及び第四項の規定による光度、全周灯にあつては、水平面の上下にそれぞれ五度から七・五度までの範囲において、前号の光度の六十パーセントの光度
- 10 第二項の規定による光度、げん灯にあつては、水平面の上下にそれぞれ五度から七・五度までの範囲において、前号の光度の五十パーセントの光度
- 11 第二項の規定による光度、げん灯にあつては、水平面の上下にそれぞれ五度から七・五度までの範囲において、前号の光度の五十パーセントの光度
- 12 第二項の規定による光度、げん灯にあつては、水平面の上下にそれぞれ五度から七・五度までの範囲において、前号の光度の五十パーセントの光度
- 13 航行中の帆船が掲げるげん灯、船尾灯及び全周灯にあつては、水平面の上下にそれぞれ五度から二十五度までの範囲において、第一号の光度の五十パーセントの光度
- 14 前項ただし書の場合において、当該灯火は、できる限り電気式灯火の光度に近い光度を有しなければならない。
- 15 (げん灯の内側隔板)

- 第七条 長さ二十メートル以上の船舶が掲げるげん灯は、黒色のつや消し塗装を施した内側隔板を取り付けたものでなければならない。
- (形象物の技術基準)
- 第八条 形象物は、黒色のものであり、かつ、次の各号に定める形象物ごとに、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、長さ二十メートル未満の船舶が掲げる形象物の大きさについては、当該各号の規定にかかるわらず、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。
- 一 球形の形象物 直径○・六メートル以上のものであること。
- 二 円すい形の形象物 底の直径が○・六メートル以上であつて、高さが底の直径と等しい二個の同形の円すいをその底で上下に結合させた形のものであること。
- 三 円筒形の形象物 直径が○・六メートル以上であつて、高さが直径の一倍のものであること。
- 四 ひし形の形象物 底の直径が○・六メートル以上であつて、高さが底の直径と等しい二個の同形の円すいをその底で上下に結合させた形のものであること。

- 第九条 法第二十三条第一項第一号、第二十四条第一項第一号イ、同号ロ、同条第二項第一号イ若しくは同号ロの規定による前部に掲げるマスト灯(法第二十四条第一項第一号イ又は同条第二項

第一号、第三十条第一項第一号、同条第三項第一号、同項第二号若しくは第三十四条第八項の規定による全周灯の位置は、その水平射光範囲がマストその他の上部構造物によつて六度を超えて妨げられないような位置でなければならない。ただし、法第三十条第一項第一号及び同条第三項第一号の規定による全周灯については、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 2 前項ただし書の場合において、当該灯火は、できる限り高い位置でなければならぬ。

3 1 一個の全周灯のみでは第一項の規定による位置とすることができない場合は、二個の全周灯を、隔板を取り付けることその他の方法により一海里の距離から一個の灯火として見えるようするすることをもつて足りる。

4 法第二十七条第二項第一号、同条第四項第一号及び第二十八条の規定による全周灯の位置を前部マスト灯よりも下方の位置とすることができない場合は、これらの全周灯の位置は、次のいずれかの位置であることをもつて足りる。

1 前部マスト灯の高さと後部マスト灯の高さの間であつて、船舶の中心線からの水平距離が二メートル以上である位置

2 後部マスト灯よりも上方の位置

(漁貝を出している方向を示す灯火等の位置)

第十五条 法第二十六条第二項第三号の規定による灯火の位置は、次の各号に定める要件に適合するものでなければならない。

1 同項第一号の規定による白色の全周灯よりも高くなうこと。

2 前号の白色の全周灯よりも低くなうこと。

3 同項第二号の規定によるげん灯よりも低くなうこと。

4 法第二十七条第四項第三号及び第四号の規定による灯火又は形象物の位置は、それぞれ次の各号に定める要件に適合するものでなければならない。

1 灯火にあつては同項第一号の規定による三個の全周灯、形象物にあつては同項第五号の規定による三個の形象物からの水平距離が二メートル以上であること。この場合において、当該水平距離は、できる限り長くなければならない。

2 灯火にあつては前号の三個の全周灯、形象物にあつては同号の三個の形象物のうち最も下方のものよりも高くなないこと。
(漁ろうに従事している船舶の追加の灯火)

第十六条 法第二十六条第五項の国土交通省令で定める漁ろうに従事している船舶は、次の表の上欄に掲げる船舶とし、同項の国土交通省令で定める灯火は、同表の上欄に掲げる船舶ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる灯火とする。この場合において、当該灯火は、一海里以上三海里未満(長さ五十メートル未満の船舶にあつては、一海里以上三海里未満)の視認距離を有するものでなければならぬ。

船舶	灯火
長さ二十メートル未満の船舶	白色の全周灯二個(投網を行つてゐる船舶に限る。)
長さ二十メートル未満の船舶	白色の全周灯一個及び紅色の全周灯一個(揚網を行つてゐる船舶に限る。)
長さ二十メートル未満の船舶	紅色の全周灯一個(網が障害物に絡みついている船舶に限る。)

2 前項に規定する灯火は、次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

一 法第二十六条第一項第一号又は同条第二項第一号に規定する白色の全周灯よりも低い位置の

きんちやく網を用いて漁ろうに従事してゐる船舶

最も見えやすい場所に垂直線上に掲げること。

二 相互に〇・九メートル以上隔てて掲げること。

三 前項の規定によりトロール従事船が揚網を行つてゐる場合に掲げる灯火にあつては、白色の全周灯を紅色の全周灯よりも上方に掲げること。

3 長さ二十メートル未満のトロール従事船であつて、二そうびきのトロールにより漁ろうをしているものは、それぞれ、夜間ににおいて対をなしてゐる他方の船舶の進行方向を示すように探照灯を照射することができる。

(連掲する形象物の間の距離)

第十七条 法第二十七条第一項第三号、同条第二項第三号、同条第四項第三号、同項第五号又は第三十条第三項第三号の規定による垂直線上に連掲する形象物の間の距離は、一・五メートル以上でなければならない。

2 長さ二十メートル未満の船舶が、第八条ただし書の規定により同条各号に定める大きさ以外の形象物を垂直線上に連掲する場合における前項の距離は、同項の規定にかかるわらず、一・五メートル未満であつてこれらの形象物の大きさに適したものとができる。

第三章 音響信号及び発光信号

(汽笛の技術基準等)

第十八条 法第三十三条の規定により船舶が備えるべき汽笛(以下「汽笛」という。)の音の基本周波数及び音圧は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

船舶	基本周波数	音圧
長さ二百メートル以上の船舶	七十ヘルツ以上二百ヘルツ以下	百四十三デシベル以上
長さ七十五メートル以上二百メートル未満の船舶	百三十ヘルツ以上三百五十ヘルツ以下	百三十八デシベル以上
長さ二十メートル以上七十五メートル未満の船舶	二百五十ヘルツ以上七百ヘルツ以下	百三十デシベル以上
長さ二十メートル未満の船舶	二百五十ヘルツ以上七百ヘルツ以下	百二十デシベル以上(百八十ヘルツ以上四百五十ヘルツ以下)

備考
音圧は、汽笛の音の最も強い方向であつて汽笛からの距離が一メートルである位置において、百八十ヘルツ以上七百ヘルツ以下の範囲内に中心周波数を有する三分の一オクターブバンドのうちのいずれか一により測定したものとする。ただし、長さ二十メートル未満の船舶にあつては、表中括弧内に定める周波数の範囲内に中心周波数を有する三分の一オクターブバンドのうちいづれか一により測定したものとする。

2 指向性を有する汽笛は、水平方向において、前項の音圧の測定に用いた三分の一オクターブバンドと同一のものにより測定した結果、次の各号に定める音圧以上のもとのでなければならない。

一 音の最も強い方向(以下「最強方向」という。)から左右にそれぞれ四十五度の範囲において、最強方向の音圧から四デシベルを減じた音圧

二 前号の範囲以外の範囲において、最強方向の音圧から十デシベルを減じた音圧

一 できる限り高い位置にあること。

二 自船上の他船の汽笛を通常聴取する場所における音圧が百十デシベル(A)を超えず、できる限り、百デシベル(A)を超えないような位置にあること。

三 指向性を有する汽笛にあつては、それが船舶に設置されている唯一のものである場合は、正船首方向において、音圧が最大となるような位置にあること。

二以上の汽笛がそれぞれ百メートルを超える間隔を置いて設置されている場合は、これらの汽笛は、同時に吹鳴を発しないものでなければならぬ。

船舶は、当該船舶に設置されている唯一の汽笛又は前項の汽笛のうちのいずれか一のものの音圧が、自船上の障害物により著しく減少する区域が生ずるおそれがある場合は、できる限り複合汽笛装置を備えなければならない。

前項の複合汽笛装置の汽笛は、それぞれの間隔が百メートル以下のものでなければならず、また、同時に吹鳴を発し、かつ、これらの周波数の差が十ヘルツ以上であるものでなければならぬ。

第三項の複合汽笛装置は、これを一の汽笛とみなす。

第二十条 法第三十三条第一項の規定により船舶が備えるべき号鐘は、次の各号に定める基準に適合するものとし得る。

一、一メートル離れた位置における音圧が百十デシベル以上であること。
二、耐受性を有する材料を用いて作っていること。

三 澄んだ音色を発するものであること。
号童の手足怪ばる・三ツ一へり上ぢらる二二。

五号鐘の打子の重量が号鐘の重量の三パーセント以上であること。
動力式の号鐘の打子については、できる限り一定の強さで号鐘

り、かつ、手動による操作が可能であるものであること。

る基準に適合するものでなければならぬ。
（去第三十四条第八項の「丁火の立置」）

第二十一条 法第三十四条第八項に規定する灯火の位置は、次の各号に定める要件に適合するものでなければならぬ。

船舶の中心線上にあること。

二 前部マスト灯及び後部マスト灯を掲げる船舶にあつては、できる限り前部マスト灯よりも二メートル以上上方であり、かつ、後部マスト灯よりも二メートル以上上方又は下方であること。

三 前部マスト灯のみを表示する船舶にあつては、当該マスト灯よりも一メートル以上上方又は下方であり、かつ、最も見えやすい位置にあること。

(特例高速船) 第二十一條の二 法第二十三條第三項の國土交通省令で定める動力船は、離水若しくは着水に係る

滑走又は水面に接近して飛行している状態（法第三条第五項、第三十一条及び第四十一条第二項において適用する場合を除く。）の表面効果翼船（前進する船体の下方を通過する空気の圧力の反作用により水面から浮揚した状態で移動することができる動力船をいう。）とする。

(遭難信号) 法第三十七条第一項の国土交通省令で定める信号は、次の各号に定める信号とする。

二 霧中信号器による連續音響による信号
豆時間の間隔で発付くし、赤色の星で十秒アソ、又よりゆう單こよる言語

五四
あらゆる信号方法によるモールス符号の「———」
無線電話による「メーデー」という語の信号
(SOS) の信号

六、緑に上から国際海事機関が採択した国際信号書（以下「国際信号書」という）に定めるN旗及びC旗を掲げることによつて示される遭難信号

その上力又は下力は現又はこれに類似するもの一個の付いたものによる。
信号

漁具を出している方向を示す灯火の白色の全周灯からの水平距離	トロール以外の漁法により漁ろうに從事している長さ十二・一九メートル未満の船舶	第十二条第一項の表長さ二メートル未満の船舶の項
3 この省令の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶は、第二条及び第四条の規定にかかるわらず、この省令の施行の日から起算して四年を経過する日までは、同条の基準に適合する灯火を掲げることを要しない。	4 この省令の施行の日前に建造され、又は建造に着手された動力船は、第十一条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、これらの規定に適合する位置にマスト灯を掲げることを要しない。ただし、長さ百五十メートル以上の動力船については、この省令の施行の日から起算して九年を経過する日までの間に限る。	5 この省令の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶は、第十一条第一号（イ及びニに係る部分に限る）の規定にかかるわらず、この省令の施行の日から起算して九年を経過する日までは、これらの規定に適合する位置にげん灯を掲げることを要しない。
6 この省令の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶は、第十四条第一項の規定にかかるわらず、この規定に適合する位置に全周灯を掲げることを要しない。	7 この省令の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶は、第十八条から第二十条までの規定にかかるわらず、この省令の施行の日から起算して九年を経過する日までは、これらの規定の基準に適合する音響信号設備を備えることを要しない。	附 則（昭和五八年五月二八日運輸省令第二五号）
この省令は、昭和五十八年六月一日から施行する。	附 則（平成元年一月九日運輸省令第三二号）	この省令は、平成元年十一月十九日から施行する。
この省令は、平成元年九月二十五日から施行する。	附 則（平成七年一〇月二六日運輸省令第五九号）	この省令は、平成七年十一月四日から施行する。
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	附 則（平成二一年一月二九日運輸省令第三九号）	この省令は、平成十二年三月一日から施行する。
（施行期日）	抄	抄
第一条 この省令は、平成十五年九月二九日国土交通省令第九六号	附 則（平成一五年九月二九日運輸省令第三九号）	附 則（平成一五年九月二九日運輸省令第三九号）
（施行期日）	抄	抄
第一条 この省令は、海上衝突予防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十三号）の施行の日（平成十五年十一月二十九日）から施行する。	附 則（平成二〇年七月一五日国土交通省令第六二号）	この省令は、平成二十年七月二十日から施行する。
この省令は、平成二十二年十一月一日から施行する。	附 則（平成二一年一月三〇日国土交通省令第六七号）	この省令は、平成二十二年十一月一日から施行する。
この省令は、平成元年六月一八日国土交通省令第二〇号		この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。